

# 消防行政実務に即して

自治省消防庁予防救急課編集

## 加除式 消防法令 改正経過 早見集

●A5判 ●定価5,000円(〒実費)

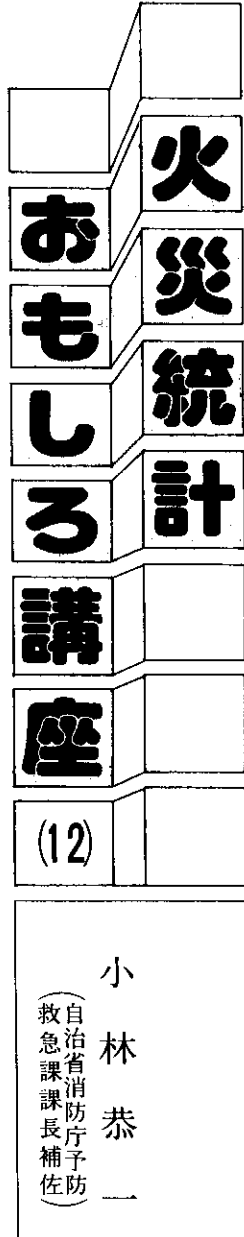
法令制定以後の多岐にわたる  
改正内容が容易に把握!

消防法令(消防法・同施行令・同施行規則、  
危険物の規則に関する政令・同規則、火災予  
防条件)の改正経過を新旧対照表形式で明示。  
改正年表付。

### 主な内容

- |   |   |
|---|---|
| <p>第1 消防法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防法改正年表</li> <li>2. 消防法の制定及び改正の経過             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定消防法</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> <p>第2 消防法施行令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防法施行令改正年表</li> <li>2. 消防法施行令の制定及び改正の経過             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定消防法施行令</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> <p>第3 消防法施行規則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防法施行規則改正年表</li> <li>2. 消防法施行規則の制定及び改正の経過             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定消防法施行規則</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> <p>第3の2 消防法施行令別表第1の2及び同令別表1の3<br/>の自治省令で定める物及び数量を指定する省令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防法施行令別表第1の2及び同令別表第1の3の自</li> </ol> | <p>自治省令で定める物及び数<br/>2. 消防法施行令別表第1の3<br/>令で定める物及び数量を指<br/>第4 危険物の規則に関する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険物の規制に関する政</li> <li>2. 危険物の規制に関する政             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定危険物の規制に関す</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> <p>第5 危険物の規制に関する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険物の規制に関する基</li> <li>2. 危険物の規制に関する基             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定危険物の規制に関す</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> <p>第6 火災予防条例準則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災予防条例準則改正年</li> <li>2. 火災予防条例準則の制定             <ul style="list-style-type: none"> <li>①制定火災予防条例準則</li> <li>②改正法令</li> </ul> </li> </ol> |
|---|---|

## 予防行政から見た火災の傾向



### 四 火災による死者と予防行政(12月号のつづき)

(4) 煙による死者は増えているか減っているか。それとも減っているのだろうか。一般的な印象としては、建物の密閉性が高まって火災の際に不完全燃焼しやすくなったり、化学製品が大量に使用されるようになっていたりするので、煙や一酸化炭素(CO)、その他有毒ガスによる死者数は昔に比べて増えていそうな気がするのであるが、統計で見るとこれが違うのである。

この件については、熊野陽平元消防研究所長が指摘され(月刊「フェスク」83年7月号)ているので、御記憶の方も多いと思うが、あらためて、「火傷による死者」と「一酸化炭素中毒・窒息による死者(以下「CO等に

よる死者」という。)について、その数及び割合の推移を見てみると図4-9及び図4-10のとおりとなる。もちろんこれらの数字からは、放火自殺者にかかる数を除いている。

まず、図4-9を見てみよう。この図によれば、CO等による死者数は昭和44年をピークとしてその後急激に減少し、昭和50年代に入ってから横ばいからやや減少気味に推移しているが、火傷による死者数は昭和48年までは急激に増加し、以後漸減してきており、この結果、昭和47年に火傷による死者数の方がCO等による死者数より多くなって、そのまま現在に至っていることがわかる。

また、図4-10は、CO等による死者数と火傷による死者数が放火自殺者を除く火災による死者数に占める割合の推移を見たものであり、昭和43年から昭和49年にか

まず第一の仮説  
「火傷による死者数の方が多いのは、建物以外の火災による死者も含んでいるからで、建物火災の死者数だけを見ればCO等による死者数の方が多いのではないか？」  
建物火災における死因別の死者数については、昭和51年までしか遡れないが、この仮説に基づきこれを図4-9に併記してみた。これを見ると、確かに、CO等による死者の大部分は建物火災の死者であるのに、火傷による死者の中には建物火災の死者以外のものがかかり含まれている(図4-11参照)ことがわかるが、順位が逆転するほどではないし、昭和40年代に建物火災におけるCO等による死者の数が今より少なかったということであろうか

けてCO等による死者の割合が急激に減る一方で火傷による死者の割合が急激に増加し、昭和50年以降両者ともほぼ一定の割合を保って現在に至っていることを示している。  
これらの図を見ると、なるほどCO等による死者数の絶対値も放火自殺者を除く火災による死者数に占める割合も、昭和40年代に比べて現在の方が減少しているが、本当にそうなのだろうか？今一つ納得できないというのが、これらの図を見た時の偽らざる印象であろう。そこで、「本当は、建物火災におけるCO等による死者は増えているのではないか」という疑いを念頭に置きつつも少し詳しく数字の内容を見てみよう。

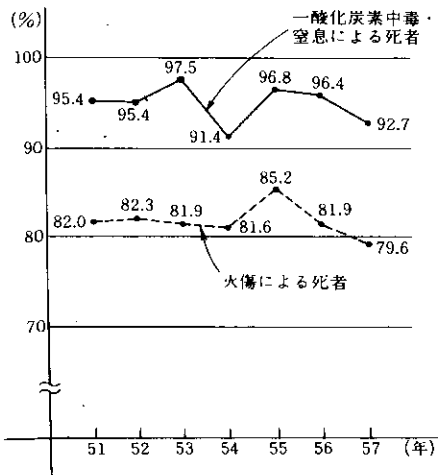


図4-11 放火自殺者を除く火災による死者数に占める建物火災の死者の割合

第二の仮説  
「昭和40年代は、建築防災法制が十分でなかったためビル火災(耐火建築物火災)により多くの死者が発生し、このためCO等による死者数が火傷による死者数を上回っていたが、その後建築防災法制の整備とともに耐火建築物火災により発生する死者(特にCO等による死者)の数が少なくなり、これに伴い、木造建築物火災で多く発生する火傷による死者数の方がCO等による死者数を

がわたせるものでもないようである。

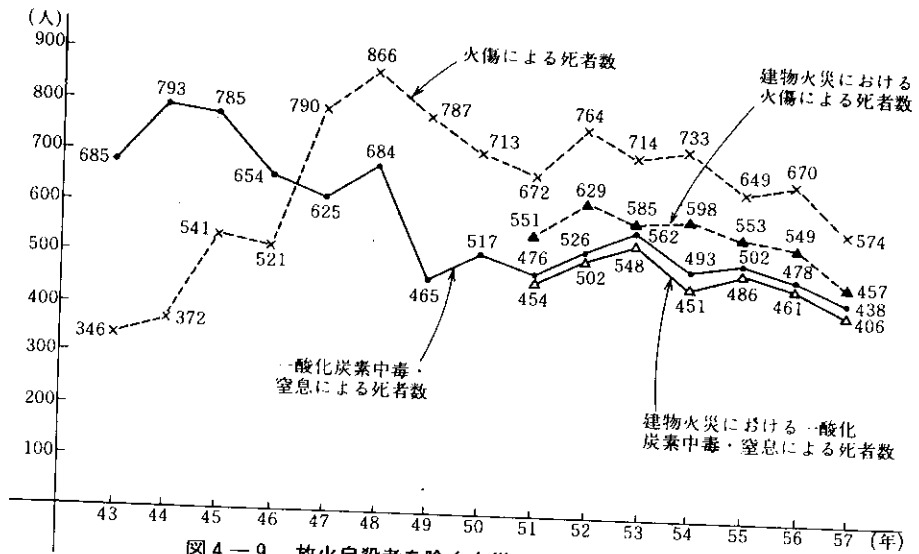


図4-9 放火自殺者を除く火災による死者数の死因別の推移(火災による死者の実態について)

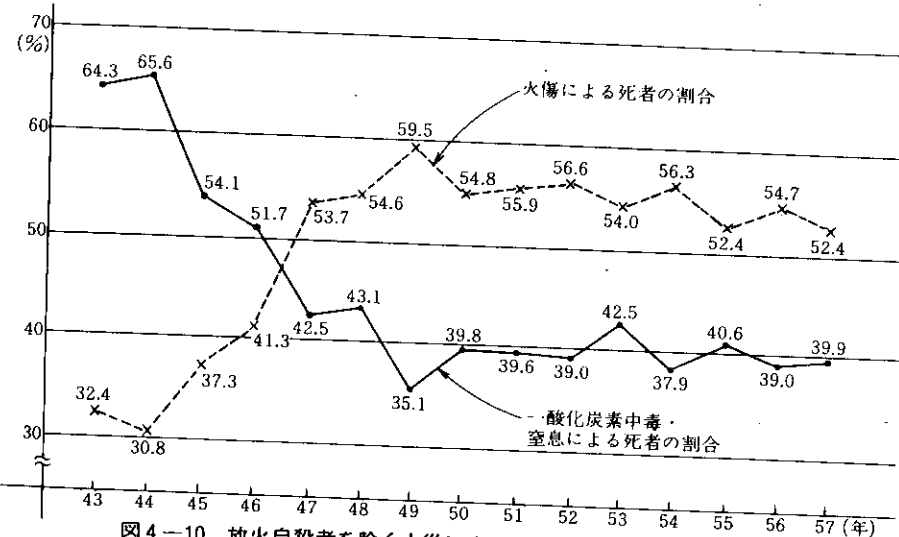


図4-10 放火自殺者を除く火災による死者の死因別の割合の推移(火災による死者の実態について)  
(注) 各々の数字は、それぞれの死者数が放火自殺者を除く火災による死者数に占める割合である。

表4-6 焼損程度別、構造別、死因別死者数の推移

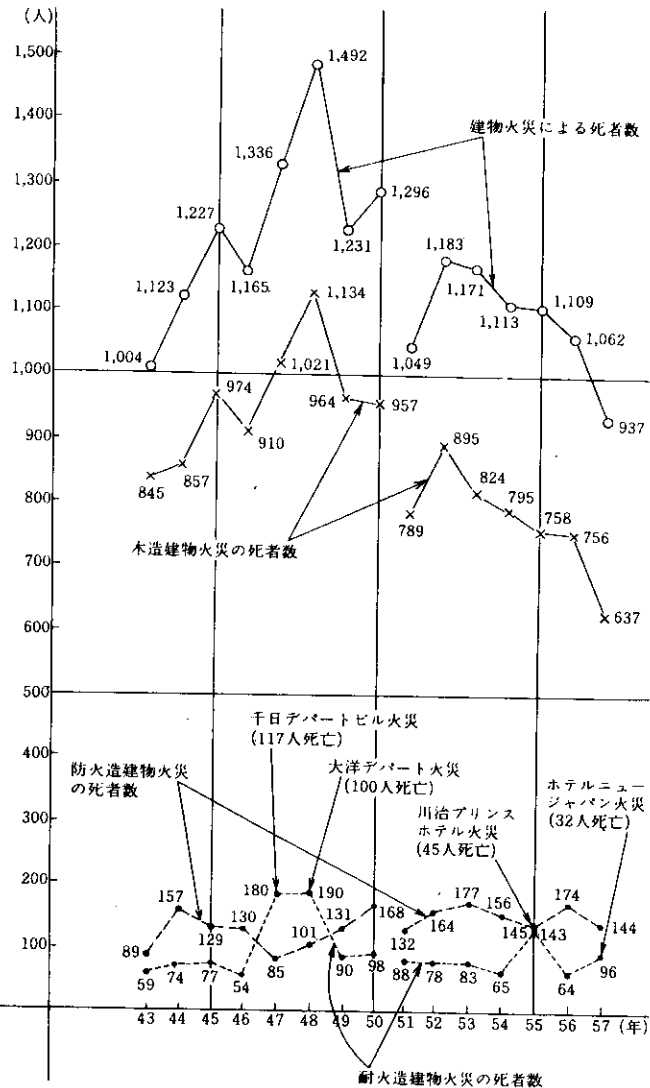
要因 年	全 焼				半 焼				部 分 焼			
	木 造		耐火造		木 造		耐火造		木 造		耐火造	
	CO等	火傷	CO等	火傷	CO等	火傷	CO等	火傷	CO等	火傷	CO等	火傷
57	229	222	4	1	27	25	3	3	21	70	36	30
56	248	271	4	2	28	38	1	0	34	101	26	27
55	243	279	47	9	26	49	5	3	34	95	34	29
54	242	297	3	1	27	27	5	5	34	118	22	24
53	286	268	6	5	42	30	8	6	47	120	21	33
52	317	303	2	5	33	47	2	3	31	124	33	33
51	264	260	2	1	35	44	6	17	29	122	30	29
計	1,829	1,900	68	24	218	260	30	37	230	750	202	205

(火災による死者の実態について)

上回ることとなったのではないかと、  
この仮説はかなりもつともらしいのであるが、  
4を見るとわかるように、耐火建築物火災による死者の  
数の絶対値が、CO等による死者数に比べてはるかに小  
さく、また、CO等による死者数の多い昭和43、46年  
における耐火建築物火災による死者数がむしろ現在よりも  
少ないので、全く見当違いの仮説ということになる。

第三の仮説  
「建物の内部にある可燃性の物品の燃焼速度がCO等  
の発生速度に比べて大きくなってきたため、火災が発生  
するとCO等によって死ぬ前に、火傷を負って死んでし  
まうのではないかと？」

一般的に考えると、木造建築物では全焼する率が高く  
なり、全焼するものについては火傷による死者の方が、  
また半焼又は部分焼のものについてはCO等による死者  
の方が多いのではないかと予想されるのであるが、表4  
-6を見ると、事実はまるで逆になっている。特  
に木造建築物が部分焼でおさまった時に、CO等によ  
る死者数に比して火傷による死者数が圧倒的に多くな  
っていることなどは理解に苦しむところである。表4-6  
の意味するところは、「木造建築物の火災の場合、全焼  
してしまうことが多く、その場合にはCO等による死者  
数と火傷による死者数とはほぼ同程度であるが、部分焼  
でおさまった時には却って非常に燃焼速度が速く、火傷



(注) 昭和43年～50年については放火自殺者を含む。  
昭和51～57年については放火自殺者を含まない。

図4-4 建物火災による死者数の推移 (火災による死者の実態について)

(再掲)

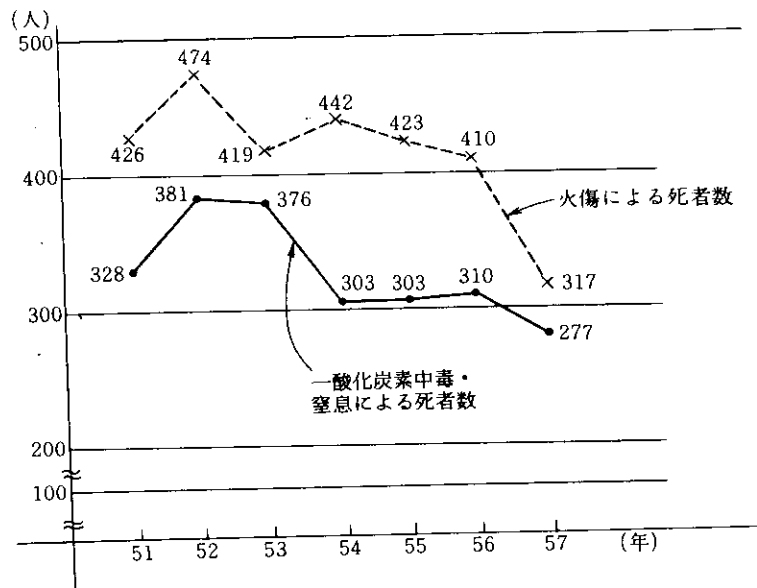
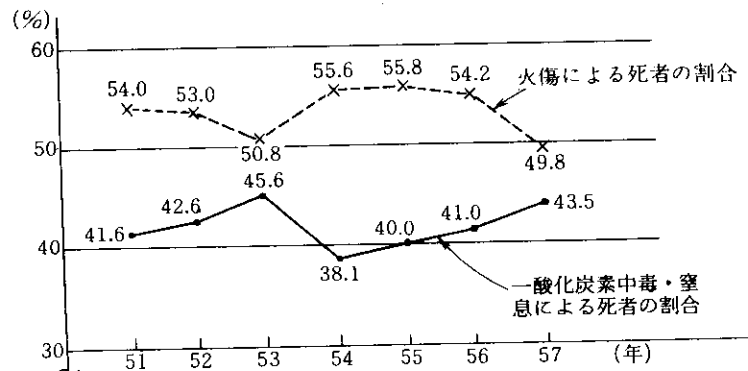


図4-13 放火自殺者を除く火災による死者の死因別の数及び割合(木造建築物)  
(火災による死者の実態について)

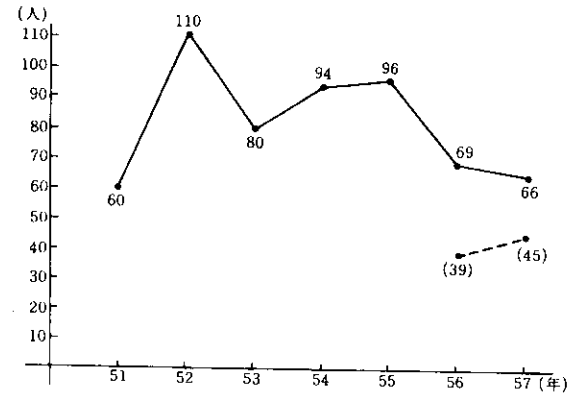


図4-12 ガス爆発による死者数の推移  
(都市ガス及び液化石油ガスによる事故に関する統計表)  
注1) この数字は、都市ガス又は液化石油ガスの爆発による死者のみを示したものである。  
注2) ( )内は、自損行為による死者数を除いた死者数である。

により死亡する方がCO等により死亡するよりもずっと多くなる」ということである。このような奇妙な現象を生ずるのは、例えば、小規模なガス爆発のような場合であるとされるが、ガス爆発の統計が現在のようになつたのは昭和51年以降であり、それ以前は「LPG災害による死者」数しかわからないし、自損行為による死者を除いた死者数はわずかに昭和55年以降しかわからないので、確定的なことは言えない(図4-12参照)。

ガス爆発が主な要因ではないとしても、この第三の仮説は捨て切れないところであり、化学製品の普及等が、CO等の発生という結果よりも、急激な燃焼という結果をより多く引き起こし、一般的な印象とは逆の統計結果となつている可能性もあると思われる。

図13と図4-14は、それぞれ木造建築物と耐火建築物の火災による死者の死因別の数と割合の推移を示したものである。これらの図を見ると、木造建築物では火傷による死者数がCO等による死者数よりも多いが、耐火建築物では昭和54年を境として逆になつていくこと、耐火建築物におけるCO等による死者の割合は木造建築物におけるそれよりもかなり高いことなどがわかり、閉鎖性の問題や、耐火建築物においては延焼防止に比して煙拡大防止がむずかしいことなどの結果がこれらの統計に良く反映されていると思われる。

# 救急ケース・スタディー⑭



〔多発外傷〕  
 ○多発外傷と判断した傷病者の救護事例について②

本シリーズ第14回目は、本年2月25日に開催された「第3回日本救急医学会・関東地方会救急隊員部会」のラウンドテーブルディスカッション（テーマは「多発外傷」）のなかから「多発外傷と判断した傷病者の救護事例について」について、医療機関の先生とのディスカッションのもようを掲載いたします。

本稿は、本年2月25日、東京・虎ノ門ニッショーホールで開催された「第3回日本救急医学会・関東地方会救急隊員部会」での討議内容を要約掲載したものです。（編集局）

司	座
渡会	都長
森戸	築正和氏
山崎	（東京大学医学部 附属病院救急部長）
岡田	山本修三氏
中江	（済生会 神奈川県会）
（救急搬送）	ディスカッサー（発言順）
（医療機関）	山本修三氏
山崎正明氏	（杏林大学救命 救急センター）
（東京消防庁）	中江純夫氏
森戸正夫氏	（防衛医科大学 救急部）
（東京消防庁）	岡田芳明氏
渡辺一郎氏	（東京消防庁）

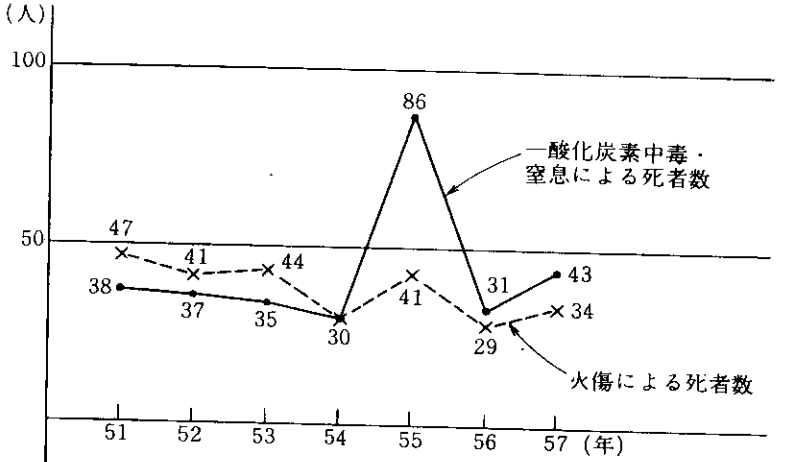
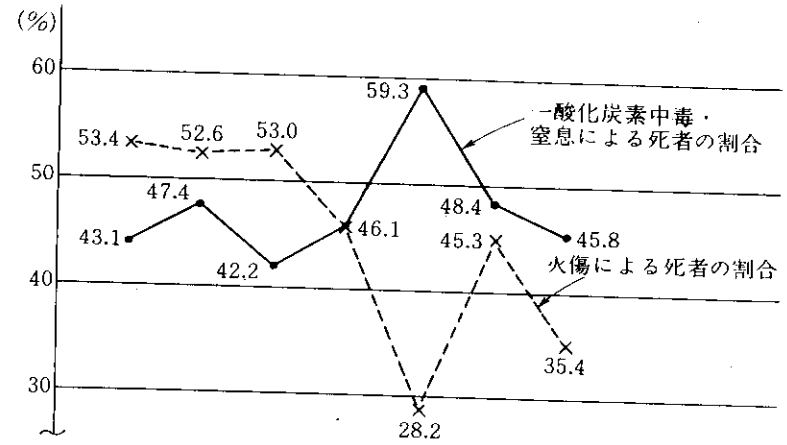


図4-14 放火自殺者を除く火災による死者の死因別の数及び割合（耐火建築物）  
 （火災による死者の実態について）